

野生鳥獣の肉における放射性物質の測定結果について (平成31年度第4報)

岩沼市、川崎町、亘理町、色麻町で採取されたイノシシの肉、白石市、川崎町及び色麻町で採取されたツキノワグマの肉について、放射能物質の測定を行ったところ国の基準値(100ベクレル/kg)を超えるものではありませんでした。

なお、ツキノワグマ肉及びイノシシ肉については、平成24年6月25日付けで、県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しております。

記

1 測定結果

(単位：ベクレル/kg)

鳥獣名	捕獲場所	放射性セシウム		捕獲年月日	測定日
		測定値	食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値		
イノシシ	川崎町大字川内字高欠	不検出	100	R1.7.20	R1.8.2
	色麻町王城寺字八原	不検出		R1.7.25	
	亘理町南猿田	17		R1.7.26	
	岩沼市北長谷	34		R1.7.31	R1.8.5
ツキノワグマ	川崎町大字前川字浪形	11		R1.7.23	R1.8.2
	川崎町今宿字畑平	不検出		R1.7.27	
	色麻町王城寺字沢口	28		R1.7.30	R1.8.5
	白石市小原蝦夷倉	43		R1.7.30	

※ 次のURLから、野生鳥獣肉に係るこれまでの検査結果が確認できます。

<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/other/#11>

- 2 測定年月日 令和元年8月2日及び5日
3 検査機関及び検査機器 株式会社 理研分析センター
ゲルマニウム半導体検出器
4 検出下限値 13.6～18.8 ベクレル/kg

(参考)

(1) 不検出

放射性物質の濃度が、検出下限値に満たないことを指します。

(2) 検出下限値

当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を示し、測定ごとに異なります。

なお、測定値及び検出下限値は、セシウム134及びセシウム137それぞれの値を合算した値であり、測定の結果によりセシウム134又はセシウム137のどちらかが不検出の場合などでは、測定値が検出下限値を下回ることがあります。